

軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車」という）の所有者に対して課税される税金です。

環境性能割は令和8年3月31日で廃止され、令和8年4月1日以降の新車・中古車の取得には課税されません。

1. 軽自動車税を納める方(納税義務者)

毎年4月1日(賦課期日)現在、市内に主たる定置場(使用する場所)がある軽自動車を所有している方です。したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以降に廃車してもその年度分の軽自動車税を納めることになります。

なお、割賦販売などで売主(所有者)が所有権を留保している場合は、買主(使用者)に課税されます。

2. 税率(平成28年度から新税率となりました。)

(1)軽自動車税税率表

車 種				旧税率	新税率
原動機付自転車	特定小型原動機付自転車(※R5年7月1日から適用)				2,000 円
	総排気量が 50cc 以下のもの(ミニカー 除く)				2,000 円
	総排気量が125cc以下で最高出力 4.0kw のもの				2,000 円
	二輪で総排気量51cc～90cc までのもの				2,000 円
	二輪で総排気量 91cc～125cc までのもの				2,400 円
	ミニカー(三輪以上で総排気量が 21cc～50cc までのもののうち、車室を有するもの又は左右の車輪間の距離が 50cm を超えるもの)				3,700 円
軽自動車	二輪(総排気量が 126cc～250cc までのもの)				3,600 円
	ボートトレーラー				3,600 円
	三輪(総排気量が 660cc までのもの)			3,100 円	3,900 円
	四輪(総排気量が 660cc までのもの)	乗用	営業用	5,500 円	6,900 円
			自家用	7,200 円	10,800 円
		貨物	営業用	3,000 円	3,800 円
自家用			4,000 円	5,000 円	
小型特殊自動車	農耕二輪				2,400 円
	農耕四輪(総排気量が 1,000cc 以下のもの)				
	農耕四輪(総排気量が 1,001cc 以上のもの)				
	その他(フォークリフト等)				5,900 円
二輪の小型自動車	総排気量が 251cc 以上のもの				6,000 円

※初度検査年月が平成27年3月以前の三輪・四輪の軽自動車については旧税率

(2)重課と軽課

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から 13 年を経過した三輪及び四輪の軽自動車について重課が導入されます。また、三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)を適用します。※軽課は新規取得の翌年度のみ適用となります。

種 別				重 課	軽 課		
				初度検査後13年を経過した車両	・令和7年4月1日～令和8年3月31日までに新規取得したもの		
					電気自動車・天然ガス自動車	ガソリン・ハイブリッド車等	ガソリン・ハイブリッド車等
					概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	概ね 25%軽減
軽自動車	三 輪			4,600 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
	四 輪	乗 用	自家用	12,900 円	2,700 円	—	—
			営業用	8,200 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		貨 物	自家用	6,000 円	1,300 円	—	—
			営業用	4,500 円	1,000 円	—	—

3. 申告について

軽自動車の取得や申告事項に変更があった場合は15日以内、軽自動車を廃車・譲渡した場合は30日以内に申告してください。

(1)原動機付自転車(125cc 以下)及び小型特殊自動車

市役所2階税務課で申告してください。

事 由		お持ちいただくもの
販売店から購入したとき		①販売証明書 ②窓口に来る方の本人確認書類
譲り受けたとき	廃車済のとき	①廃車申告受付書 ②譲渡証明書 ③窓口に来る方の本人確認書類
	未廃車のとき	■守谷市のナンバーがついているとき ①標識交付証明書 ②譲渡証明書 ③窓口に来る方の本人確認書類 ■他市町村のナンバーがついているとき 上記のほかにナンバーが必要です。
他市町村から転入したとき		①窓口に来る方の本人確認書類 ②廃車申告受付書又はナンバーと標識交付証明書
他市町村へ転出するとき		①ナンバーと標識交付証明書 ②窓口に来る方の本人確認書類
廃車するとき		他市町村へ転出するときと同じ。

※窓口に来る方が登録者の同居家族以外の場合は、委任状が必要です(販売店を除く)。

(2)(1)以外の軽自動車は、下記にお問合せの上、手続きをしてください。

車 種	問合せ先
二輪の軽自動車(126cc～250cc まで)	関東運輸局茨城運輸支局 土浦自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2018
二輪の小型自動車(251cc 以上)	
軽自動車(660cc 以下の四輪車)	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 TEL 050-3816-3106

※申告や手続きを代行者に依頼したときは、手続きが完了したかどうか確認してください。

4. 納税の方法

軽自動車税の納税通知書は毎年5月中旬に市役所から送付しますので、5月末までに納めてください。

5. 減免について

下記の要件に該当する場合は、減免を受けることができます。

(1)公益のため直接専用する軽自動車

- 特定非営利活動法人が自ら所有し、定款に定める活動の目的が公益のためと認められ、その目的のために使用するもの
- 社会福祉法人が自ら所有し、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業又は同法第26条第1項に規定する公益事業を行うために使用するもの
- 公益財団法人が自ら所有し、寄附行為に定められた事業を行うために使用するもの
- 公益社団法人が自ら所有し、定款に定められた事業を行うために使用するもの
- 前記の法人に類する団体又は福祉サービスを行っている公益活動団体で、団体が自ら所有し、その活動のために使用するもの
- 添付書類
 - ・当該法人の登記簿謄本
 - ・当該法人の定款(写し)
 - ・当該法人の設立認可書(写し)
 - ・当該自動車の運行実績を証する書類(写し)
 - ・当該年度の軽自動車税納税通知書
 - ・減免を受けようとする自動車検査証(写し)

(2)心身に障がいがある方の通院・通学・通勤等のために使用する軽自動車

※減免の対象となる車両は、普通自動車を含め障がい者の方1人につき1台です。

- 身体又は精神に障がいがあり、歩行が困難な方が所有する軽自動車
- 当該身体障がい者又は精神障がい者と生計を一にする方が所有する軽自動車

■減免対象表

身体障がい者手帳						
障がいの区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	●	●	●	●		
聴覚障がい		●	●			
平衡機能障がい			●			
音声機能等障がい (こう頭摘出の場合に限る)			●			
肢体不自由	上肢	●	●			
	下肢	●	●	●	○	○
	体幹	●	●	●	○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	●	●			
	移動機能	●	●	●	●	●
心臓機能障がい	●		●			
じん臓機能障がい	●		●			
呼吸器機能障がい	●		●			
ぼうこう又は直腸機能障がい	●		●			
小腸機能障がい	●		●			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	●	●	●			
肝臓機能障がい	●	●	●			
精神障がい者保健福祉手帳						
障がい等級が1級で、自立支援医療受給者証(精神通院)もしくは医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている方、または当該障がいの治療のために通院をしている方。						
療育手帳						
判定が、最重度 ㊤ または 重度 A						

●印が減免に該当する障がいの程度です。

○印は障がい者の方本人が運転をする場合に限り減免に該当します。

障がい名が2つ以上の場合には手帳に記載されている障がい名の等級のいずれかが該当することが必要です。
(総合等級ではなく障がい区分ごとの等級で判定します。)

ただし、障がい名が同一の障がい区分で重複する場合は、総合等級で判定します。



■添付書類

- ・障害者手帳(写し)
※手帳の交付年月日は、賦課期日(4月1日)の前日以前であること
- ・運転する人の運転免許証(写し)
- ・当該年度の軽自動車税納税通知書
- ・減免を受けようとする自動車検査証(写し)

(3)構造上障がい者の利用に専ら供する軽自動車

- 特殊用途車として登録された軽自動車で、車いすの昇降装置、車いすの固定装置、浴槽、その他障がい者のための特別の装置を装着するなどの特別の仕様により製造されたもの又は一般の軽自動車に同種の構造変更が加えられたもの
具体的には、車種別番号が「8」から始まるもので、自動車検査証の車体の形状欄に「車いす移動車」、「入浴車」、「身体障害者輸送車」等と記載のあるもの

■添付書類

- ・減免を受けようとする自動車検査証(写し)
- ・自動車検査証において、障がい者の利用に専ら供する自動車であることが確認できない場合は、構造変更等が加えられたことを明らかにする書類
- ・当該年度の軽自動車税納税通知書

(4)申請期限

納税通知書を受け取った日から納付期限までの間に申請してください。